

平成19年度工事定期監査（第1期）の結果に基づき講じた措置等  
都市計画総局（計画部）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 設計</b></p>		
<p><b>イ 擁壁の水抜排水の処理</b></p> <p>本工事は、東灘区の弓場線を整備する工事である。</p> <p>阪急御影駅西側をこの道路がアンダーパス（立体交差）するため、深礎杭式擁壁により道路側面の土留めを行い、擁壁には背面に地下水が溜まることを防止するため水抜孔を設けている。</p> <p>しかし原設計では、擁壁前面に街渠工がないため、擁壁の水抜孔から流れ出た水が、直接前面の車線を横断する構造になっており、車道舗装の排水機能が低下した場合、スリップや冬季の路面凍結等を引き起こす可能性がある。車両の通行安全性を確保するため、擁壁前面に排水できる構造物を設けるなど、擁壁の水抜孔から出た水を車道に流さない措置が必要である。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課) [No.9 弓場線街路築造工事その4]</p>	<p>平成19年9月28日の課内技術研究会において、本案件の事例を報告し、今後同様の設計時には留意するよう徹底した。</p> <p>また、平成19年度工事において、擁壁前面に皿溝を設置（平成20年3月26日完成）し、擁壁水抜孔から出た水を車道に流さない措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1)設計</b></p>		
<p><b>ウ 手すりの構造照査</b></p> <p>本工事は、昭和53年に架設された京町筋歩道橋の塗装塗り替えによる耐久性の向上ならびに手すりの設置によるバリアフリー化の工事である。架設当時から手すりがなかったものを本工事において設置したものである。</p> <p>しかし、本工事で設置した手すりの取付け構造が所要の強度を満たしていない状態が見受けられた。</p> <p>本工事のように既設の高欄を利用して手すりを設置する場合には、特に接合方法に見合った構造計算を行い、その安全性を照査する必要があるがなされていなかったものである。</p> <p>必要な構造照査を行い、安全性を確保すべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課) [No.15 京町筋歩道橋補修工事]</p>	<p>平成19年9月28日の課内技術研究会において、本案件の事例を報告し、今後同様の設計時には留意するよう周知徹底した。</p> <p>なお、本歩道橋の手すりについて、手すり補強工事を実施し、平成20年9月末に工事が完了した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(1)設計</b>		
<p><b>コ バリアフリー（手すりの設置等）</b></p> <p><b>(7)</b> 本工事は、昭和53年に架設された京町筋歩道橋の塗装塗り替えによる耐久性の向上ならびに手すりの設置によるバリアフリー化の工事である。架設当時から手すりがなかったものを本工事において設置したものである。</p> <p>市においては、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」を設け、バリアフリーの向上を図っているが、設置した手すりが必要な階段下まで伸ばされていないものがある。</p> <p>既設の歩道橋に手すりを設置するにあたっては、現況での取付けという施工条件はあるとしても、工事目的からして最低限必要な階段下まで設置すべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課) [No.15 京町筋歩道橋補修工事]</p>	<p>平成19年9月28日の課内技術研究会において、本案件の事例を報告し、今後同様の設計時には留意するよう周知徹底した。</p> <p>なお、近隣商店街及び関係機関との協議の結果、本歩道橋の南西部の階段について、転落防止柵延長及び手すり延長工事を実施することになり、平成20年9月末に転落防止柵及び手すり延長工事が完了した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(6)維持管理</b></p>		
<p><b>ア 主桁の塗装状況の調査</b></p> <p>本工事は、昭和53年に架設された京町筋歩道橋の塗装塗り替えによる耐久性の向上ならびに手すりの設置によるバリアフリー化の工事である。</p> <p>本歩道橋は都市計画総局が昭和53年架設後、平成4年度に通路部の内外壁の塗装を塗り替えし、今回（平成18年）、本工事で通路部の内壁ならびに下部化粧板の外側を塗り替えたものである。</p> <p>構造部材である主桁は、架設当初から内面用塗装系でなく（通常は、化粧板で覆われているため内面用塗装系が多い）、架設後から既に28年経過しているにもかかわらず、この間、一切の調査ならびに塗装塗り替え等の手立てがなされないまま、本工事でも施工を終えてしまっている。</p> <p>今回の塗装塗り替えに当っては、橋の塗装仕様や更新状況、特に構造部材の塗装状況の把握は重要で、少なくとも主桁の塗装状況は調査し把握すべきであった。</p> <p>（都市計画総局計画部工務課） [No.15 京町筋歩道橋補修工事]</p>	<p>平成19年9月28日の課内技術研究会において、本案件の事例を報告し、今後同様の設計時には留意するよう周知徹底した。</p> <p>なお、関係機関と協議・調整し、主桁の塗装状況を含む健全度調査を平成20年3月末に実施した結果、塗装状況を含めて健全であることを確認した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>